

## 令和4年度中山間地域等直接支払交付金事業の実施状況について

### ○令和4年度中山間地域等直接支払交付金事業における実施状況

令和4年度中山間地域等直接支払交付金事業における甲佐町の実施状況につきまして、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知、令和5年4月1日付け4農振第2595号農林水産事務次官依命通知第12及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産事務次官依命通知、最終改正令和5年4月1日付け4農振第2727号農林水産省農村振興局長通知）第16の1の規定に基づき、次のとおり公表します。

### ○中山間地域等直接支払交付金事業とは

甲佐町は、熊本県の南東部に位置しており、一級河川の緑川が貫流し傾斜地が多く、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源かん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しています。しかしながら、担い手の高齢化や減少等により耕作放棄地が増加することにより多面的機能の低下が特に懸念されています。

このため本町では、耕作放棄地の発生を未然に防止し、多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を是正するため中山間地域等直接支払交付金事業を実施しています。本事業により、効率的な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等本事業の対象地域の経済活動や生活環境が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待されています。

### ○集落協定の概要

甲佐町は振興山村に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要です。これを踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしています。

○集落協定締結数及び各集落への交付額

市町村名	区分	番号	集落名	参加農家数	田								
					急傾斜		緩傾斜		小計				
					面積	金額	面積	金額	面積	金額	負担区分		
											国	県	市町村
甲佐町	一般地域	1	谷内	15	7,544	158,424	12,462	99,696	20,006	258,120	129,060	64,530	64,530
		2	小鹿	14	24,023	504,483	354	2,832	24,377	507,315	253,657	126,828	126,830
		3	安平	13	58,411	1,226,631	0	0	58,411	1,226,631	613,315	306,657	306,659
		4	上揚	35	560	11,760	57,886	463,088	58,446	474,848	237,424	118,712	118,712
		5	東寒野	53	31,138	653,898	88,283	706,264	119,421	1,360,162	680,081	340,040	340,041
		6	西寒野	103	4,158	87,318	203,942	1,631,536	208,100	1,718,854	859,427	429,713	429,714
		7	中横田	54	53,197	1,117,137	95,427	763,416	148,624	1,880,553	940,276	470,138	470,139
		8	上早川区	15	0	0	41,787	334,296	41,787	334,296	167,148	83,574	83,574
		9	上早川B区	26	2,222	46,662	38,453	307,624	40,675	354,286	177,143	88,571	88,572
		10	上早川北部	42	11,724	246,204	94,200	753,600	105,924	999,804	499,902	249,951	249,951
		11	船津	33	606	12,726	83,763	670,104	84,369	682,830	341,415	170,707	170,708
		12	世持	27	10,076	211,596	109,435	875,480	119,511	1,067,076	543,538	271,769	271,769
		13	南三箇	46	3,240	68,040	188,871	1,510,968	192,111	1,579,008	789,504	394,752	394,752
		14	中山	18	0	0	78,939	631,512	78,939	631,512	315,756	157,878	157,878
合計				494	206,899	4,344,879	1,083,802	8,750,416	1,300,701	13,095,295	6,547,646	3,273,820	3,273,829

市町村名	区分	番号	集落名	参加農家数	畑								
					急傾斜		緩傾斜		小計				
					面積	金額	面積	金額	面積	金額	負担区分		
											国	県	市町村
甲佐町	一般地域	1	谷内	15	861	9,901	1,983	6,940	2,844	16,841	8,420	4,210	4,211
		2	小鹿	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	安平	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4	上揚	35	0	0	16,112	56,392	16,112	56,392	28,196	14,098	14,098
		5	東寒野	53	19,174	220,501	156,033	546,115	175,207	766,616	383,307	191,653	191,656
		6	西寒野	103	25,826	296,999	58,732	205,562	84,558	502,561	251,280	125,639	125,642
		7	中横田	54	1,264	14,536	8,962	31,367	10,226	45,903	22,951	11,475	11,477
		8	上早川区	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9	上早川B区	26	0	0	16,065	56,227	16,065	56,227	28,113	14,056	14,058
		10	上早川北部	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		11	船津	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		12	世持	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		13	南三箇	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		14	中山	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計				494	47,125	541,937	257,887	902,603	305,012	1,444,540	722,267	361,131	361,142

市町村名	区分	番号	集落名	参加農家数	合計				
					面積	金額	負担区分		
							国	県	市町村
甲佐町	一般地域	1	谷内	15	22,850	274,961	137,480	68,740	68,741
		2	小鹿	14	24,377	507,315	253,657	126,828	126,830
		3	安平	13	58,411	1,226,631	613,315	306,657	306,659
		4	上揚	35	74,558	531,240	265,620	132,810	132,810
		5	東寒野	53	294,628	2,126,778	1,063,388	531,693	531,697
		6	西寒野	103	292,658	2,221,415	1,110,707	555,352	555,356
		7	中横田	54	158,850	1,926,456	963,227	481,613	481,616
		8	上早川区	15	41,787	334,296	167,148	83,574	83,574
		9	上早川B区	26	56,740	410,513	205,256	102,627	102,630
		10	上早川北部	42	105,924	999,804	499,902	249,951	249,951
		11	船津	33	84,369	682,830	341,415	170,707	170,708
		12	世持	27	119,511	1,067,076	543,538	271,769	271,769
		13	南三箇	46	192,111	1,579,008	789,504	394,752	394,752
		14	中山	18	78,939	631,512	315,756	157,878	157,878
合計				494	1,605,713	14,539,835	7,269,913	3,634,951	3,634,971

○農業生産活動等の実施状況

農業生産活動の取り組み	取組集落数
耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。	14
既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。	1
既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保安全管理を行う。	3
農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。	2
協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。	2
協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。	1
その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）	1